

## 上越市選挙管理委員会告示 第39号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項に規定する投票区の一部について、次のとおり変更する。

令和8年4月8日

上越市選挙管理委員会  
委員長 澤 海 雄 一

### 1 投票区の変更

投票区	変更後	変更前
安塚区 3投票区	行野、和田、大原、芹田、小黒、 <u>切越、菅沼、朴の木、</u> 上船、中船、樽田川、	行野、和田、大原、芹田、小黒、切越、_____ 上船、中船、樽田川
安塚区 4投票区	廃止（番号は欠番）	菅沼、朴の木
安塚区 5投票区	樽田、円平坊、高沢、二本木、 <u>信濃坂、真荻平、伏野</u>	樽田、円平坊、高沢、二本木、信濃坂
安塚区 6投票区	廃止（番号は欠番）	<u>真荻平、伏野</u>
牧区 2投票区	荒井、落田、柳島、東松ノ木、小川、雨露、国川、櫛谷、岩神、東荒井、田島、 <u>下昆子、高尾</u>	荒井、落田、柳島、東松ノ木、小川、雨露、国川、櫛谷、岩神、東荒井、田島、下昆子
牧区 3投票区	上昆子、下湯谷、桜滝、棚広、倉下、原、上牧、府殿、 <u>棚広新田、宇津俣</u>	上昆子、下湯谷、桜滝、棚広、倉下、原、上牧、府殿
牧区 4投票区	廃止（番号は欠番）	<u>棚広、棚広新田、宇津俣</u>
牧区 5投票区	廃止（番号は欠番）	<u>高尾</u>

柿崎区 1投票区	第一区、第二区、第三区、 <u>第四区、第五区、第六区、第七区、第八区</u> 、あけぼの、出羽、山谷、 <u>竹鼻</u>	第一区、第二区、第三区、 <u>        </u> <u>        </u> 第六区、 <u>        </u> <u>        </u> あけぼの、出羽、山谷、 <u>        </u>
柿崎区 2投票区	廃止（番号は欠番）	<u>第四区、第五区、第七区、第八区、竹鼻</u>
柿崎区 3投票区	<u>直海浜、三ツ屋浜、上下浜、坂田新田、馬正面、桃園</u>	<u>        </u> 、三ツ屋浜、上下浜、坂田新田 <u>        </u>
柿崎区 4投票区	廃止（番号は欠番）	<u>直海浜、馬正面、桃園</u>
頸城区 5投票区	仁野分、天ヶ崎、日根津、上増田、上池田、両毛、中島、畑ヶ崎、 <u>大蒲生田、玄僧、矢住、両増田</u>	仁野分、天ヶ崎、日根津、上増田、上池田、両毛、中島、畑ヶ崎、 <u>        </u> 矢住、両増田
頸城区 7投票区	廃止	<u>大蒲生田、玄僧</u>